

よくあるご質問(FAQ)

1 事業概要

Q1.「ふくおか元気向上チャレンジ」とは、どのような取組みですか。

Q2.「したい・やりたい」(目標)とは何ですか。

2 参加要件・手続き関係

Q3. 参加要件はありますか。

Q4. 利用者の参加要件について、「直近の要介護認定結果と比較して、すでに参加申請時点において心身の状態に著しく改善がある方」は対象外とあります。参加を検討している方は、直近の要介護認定時は寝たきりの状態でしたが、現在、少し歩行ができる状態まで改善しています。こういった方の場合、対象となりますか。

Q5. 取組期間中に要介護認定の更新がなくても参加できますか。

Q6. 事業所単位で、申込人数の制限はありますか。

Q7. 利用者に対し、市内・市外の介護事業所がサービスを提供しています。その場合、市外の介護事業所は、チームに含まれますか。

Q8. 通所介護の事業所だけでも参加可能でしょうか。

Q9.「参加申請書」と「同意書」はどこにありますか。

Q10. 申請者は誰になりますか。

Q11. 代表となった介護事業所の役割を教えてください。

Q12. 本人が同意書に署名することができないが、どうしたらよいでしょうか。

3 取組期間、評価方法

Q13. 取組期間とは何ですか。

Q14. 評価方法を教えてください。

Q15. 評価にあたって、認定結果を市へ報告する必要がありますか。

Q16. 評価の考え方を教えてください。

4 インセンティブ

Q17. 取組期間中にサービスの提供が終了しましたが、インセンティブの対象となりますか。

Q18. 通算期間(3か月以上)の考え方を教えてください。

Q19. インセンティブはどのようにして送られてきますか。

Q20. 事例集とは何ですか。

5 介護事業所の変更等に関する手続き

Q21.「参加内容変更等申請書」は、どのような場合に提出すればよいでしょうか。

Q22. 参加辞退とは何ですか。

Q23.「参加内容変更等申請書」は、どこにありますか。

1 事業概要

Q1. 「ふくおか元気向上チャレンジ」とは、どのような取り組みですか。

福岡市では、高齢者が住み慣れた地域で、できる限り自立した日常生活を送り、自分らしく生きていけるよう「ふくおか元気向上チャレンジ(在宅高齢者の要介護状態改善事業)」に取り組んでいます。

この事業では、利用者の「したい・やりたい」(目標)を実現するための要介護度の改善・維持に向けたチーム(利用者及び介護事業所)の取り組みを評価し、その取り組み結果に応じて、認証や表彰などのインセンティブをお渡しすることで、更なる重度化防止に対する意識・意欲の向上や介護サービスの質の向上に繋げていくものです。

Q2. 「したい・やりたい」(目標)とは何ですか。

利用者が真に希望する想いのことです。

例)元気になるって遠方の家族に会いに行きたい

地域(友人)との交流を取り戻したい

以前のように趣味や買い物をしに、1人で外出できるようになりたい など

2 参加要件・手続き関係

Q3. 参加要件はありますか。

利用者、介護事業所それぞれに参加要件があります。

<利用者>

- ・要介護度の改善・維持に向けた意欲のある方
- ・在宅系サービスを利用している福岡市の介護保険被保険者(在宅系サービスの詳細は、次頁の表をご確認ください。)
- ・参加申請時点において要介護1から要介護5までの認定を受けている方
- ・個人情報の取扱いに同意いただける方
 - *参加の意思確認のほか、要介護度の改善状況の効果を測定するため、市が利用者の要介護認定情報等を利用します。また、表彰式での表彰および事例集取組紹介ページへの掲載については、金賞受賞チームが多数の場合、福岡市で選定するために、介護事業所から報告をいただくことがあります。そのため、事前に同意をいただいた上でこの事業を実施しています。
- ・その他、次のいずれにも該当しない方
 - (1)直近の要介護認定結果と比較して、すでに参加申請時点において心身の状態に著しく改善がある方
 - (2)給付制限等の対象になっている方

<介護事業所>

- ・在宅系サービスを提供する福岡市内に所在する介護保険指定事業所(在宅系サービスの詳細は、次項の表をご確認ください。)
- ※令和7年4月1日以降に、介護保険法に基づく勧告以上の行政指導または行政処分を受けている介護事業所は、参加できません。

種 類		サービス種別
養 老	自宅で受けるサービス	訪問介護、訪問看護、訪問リハビリ、訪問入浴介護、 夜間対応型訪問介護、居宅療養管理指導、 福祉用具貸与、定期巡回・随時対応型訪問介護看護
	施設に通って受けるサービス	通所介護、通所リハビリ、地域密着型通所介護、 認知症対応型通所介護
	通い、訪問、泊りの組み合わせ	小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護
	短期宿泊	短期入所生活介護、短期入所療養介護
	その他	居宅介護支援

Q4. 利用者の参加要件について、「直近の要介護認定結果と比較して、すでに参加申請時点において心身の状態に著しく改善がある方」は対象外とあります。参加を検討している方は、直近の要介護認定時は寝たきりの状態でしたが、現在、少し歩行ができる状態まで改善しています。こういった方の場合、対象となりますか。

参加申請時点で、さらに改善の見込みがある方であれば、対象となります。

Q5. 取組期間中に要介護認定の更新がなくても参加できますか。

参加いただけます。ただし、結果判定は要介護認定の情報を用いて行いますので、取組期間中に要介護認定の更新がない場合は、「銅賞」となります。取組みの結果、状態が改善された場合は、区分変更申請をご検討ください(必須ではありません)。

Q6. 事業所単位で、申込人数の制限はありますか。

人数制限はありません。できるだけ多くの皆様に参加いただきたいと考えています。

Q7. 利用者に対し、市内・市外の介護事業所がサービスを提供しています。その場合、市外の介護事業所は、チームに含まれますか。

本事業は、市内の介護事業所のみ対象としています。

Q8. 通所介護の事業所だけでも参加可能でしょうか。

居宅介護支援事業所を含む2つ以上の事業所でチームを結成して参加してください。

この事業は、利用者の「やりたいこと(目標)」の実現のため、利用者とそれを支える居宅介護支援事業所や通所介護などの介護事業所がチームとなって、要介護の改善を目指していただき、その成果を評価するものです。

なお、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所につきましては単独で参加可能です。

Q9. 「参加申請書」と「同意書」はどこにありますか。

市のホームページ(「ふくおか元気向上チャレンジ」で検索)から様式をダウンロードできます。

なお、同意書は、利用者による署名のうえ、代表事業所で適切に保管してください。市への提出は不要です。

Q10. 申請者は誰になりますか。

チームの中で代表となる介護事業所を決めてください。その代表の介護事業所が、その他の介護事業所や利用者を含め、チーム単位で申請してください。

※他制度(医療保険等)を併用している場合、介護保険のサービスを提供している介護事業所のみ事業の対象となりますので、ご注意ください。

Q11. 代表となった介護事業所の役割を教えてください。

申請書の提出など、市とチームとの窓口的な役割を担っていただきます。

Q12. 本人が同意書に署名することができないが、どうしたらよいでしょうか。

同意書は、原則、本人署名としています。ただし、身体的な理由等により、本人が署名できない場合、ご家族が代筆してください。

※同意書は、本人が事業の趣旨を十分に理解した上で、署名していただくようお願いします。

3 取組期間、評価方法

Q13. 取組期間とは何ですか。

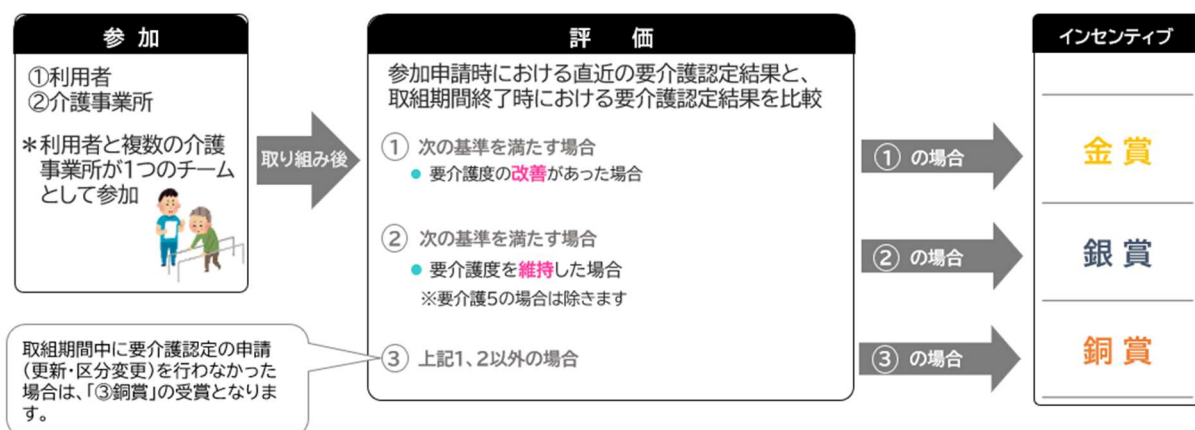
利用者及び介護事業所がチームとなって、利用者の「したい・やりたい」(目標)の実現に向けて、要介護度の改善に取り組んでいただく期間のことです。

期間は、原則、7月から翌年6月までです。ただし、8月以降に参加した場合は、申込時点(申請日)から取組開始となります。

Q14. 評価方法を教えてください。

取組期間終了後以下の手順で評価を行います。

<評価方法>



※第5期(令和8年度募集分)から評価方法を見直し、より分かりやすくしました。

また、報告書の提出等はありません。

Q15. 評価にあたって、要介護認定結果を市へ報告する必要がありますか。

必要ありません。市で要介護認定の情報を確認し、評価を行います。

ただし、参加した利用者が要介護認定の申請を行わなかった場合、取組結果としては、「銅賞」に該当することになります。

Q16. 評価の考え方を教えてください。

申請日以前と取組期間終了時の要介護認定結果を比較し、評価を行います。次の例を参考にしてください。

<改善事例①>



<改善事例②>



4 インセンティブ

Q17. 取組期間中にサービスの提供が終了しましたが、インセンティブの対象となりますか。

インセンティブは、取組期間において、サービスを提供した実績が通算で3か月以上ある介護事業所が対象になります。

Q18. 通算期間(3か月以上)の考え方を教えてください。

介護事業所毎にサービスを提供した実績のある月の合計が通算期間となります。

(例)

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	通算期間	インセンティブ
A事業所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12か月	対象
B事業所	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2か月	対象外
C事業所	-	-	○	○	○	○	-	-	-	○	○	-	6か月	対象

※○印は、介護サービスを提供した実績がある月

Q19. インセンティブはどのようにして送られてきますか。

評価終了後、対象となるすべての介護事業所宛てにインセンティブをお送りします。代表の事業所につきましては、受け取られましたら、利用者へもお渡しいただきますようお願いいたします。

なお、報奨金については、介護事業所の運営法人の口座へお振込みします。報奨金の対象となった介護事業所には、改めてご案内します。(第5期(令和8年度募集分)からチーム単位での報奨金交付から、事業所単位での交付に変更しております。)

Q20. 事例集とは何ですか。

金賞受賞チームの取組み内容や事業所の情報等を事例集にまとめ、広く介護事業所等へ発信します。ただし、事例集への掲載は3~5事例程度を想定していますので、金賞受賞チームが多数となった場合にはヒアリング等を基に市で選定させていただきますのでご了承ください。

なお、記事作成にあたり、チームの皆様へ取材させていただきますので、受賞の折には、ご協力をお願いします。

第1期から第3期の取組みをまとめた事例集を市のホームページ(「ふくおか元気向上チャレンジ」で検索)に掲載しています。

また、金賞受賞以外のチームについても、好事例や特色ある取組みを市のホームページ等で紹介させていただく場合があります。

5 介護事業所の変更等に関する手続き

Q21. 「参加内容変更等申請書」は、どのような場合に提出すればよいでしょうか。

取組中において、申請内容に変更等があった場合は、「参加内容変更等申請書」の提出が必要です。変更等の事由は、チームを構成する介護事業所の変更・追加や参加辞退となります。

Q22. 参加辞退とは何ですか。

参加辞退とは、取組期間中において、利用者自ら参加の辞退を希望するほか、参加要件を満たさなくなった場合(次頁参照)をいいます。

なお、参加辞退した場合、インセンティブの対象とはなりませんので、ご注意ください。

○参加要件を満たさなくなった場合

<利用者>

- ①利用者の死亡・転出
- ②施設・居住系サービスへの変更
- ③給付制限等

<事業所の場合>

- ①事業所の廃止
- ②介護保険法に基づく勧告以上の行政指導又は行政処分

Q23.「参加内容変更等申請書」は、どこにありますか。

市のホームページ(「ふくおか元気向上チャレンジ」で検索)からダウンロードできます。
提出前に介護保険課までご連絡いただき、必要事項を記入の上、郵送で提出してください。